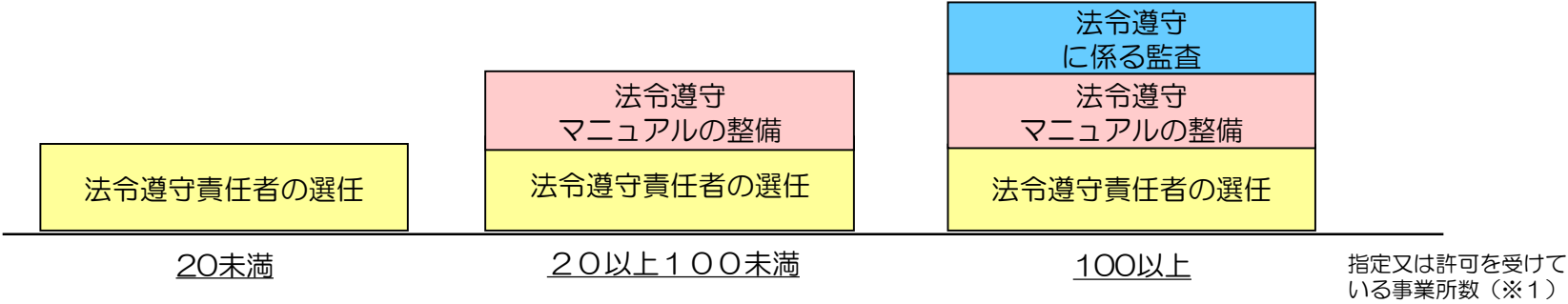


1 介護サービス事業者における業務管理体制の整備

○ 介護サービス事業者は、介護保険法に規定する法令遵守義務の履行の確保のため、業務管理体制を整備することが義務付けられている（介護保険法第115条の32）。その整備すべき内容は事業者の規模によって定められており、事業展開地域に応じた行政機関に届け出なければならない。

【業務管理体制整備の内容】

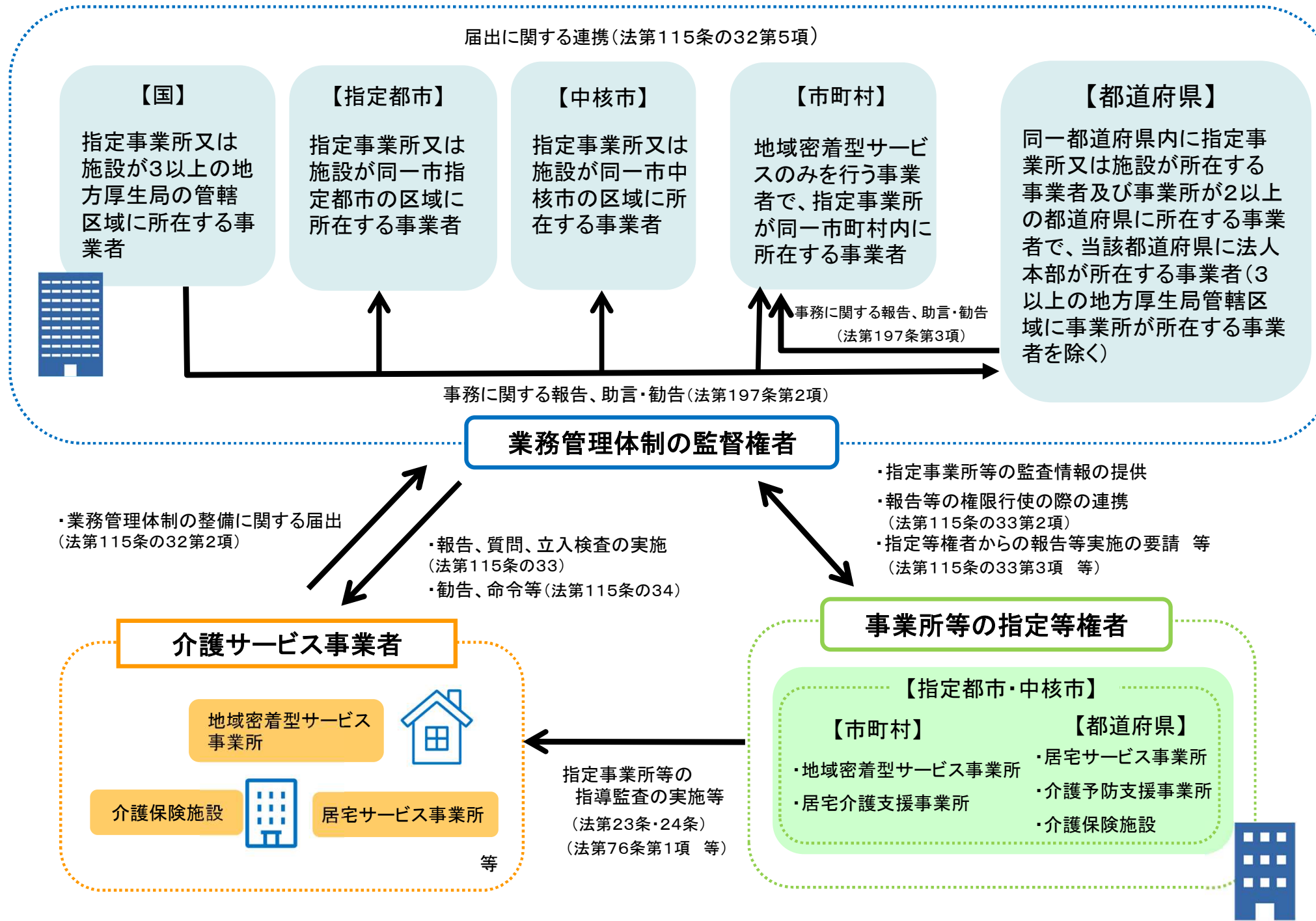


【届出先】

区 分	届出先
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者	中核市の長
⑤ 地域密着型サービスのみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

（※1）事業所数には、介護予防事業所は含むが、みなし事業所及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業所は、含まない。
（みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。）

2 業務管理体制の監督体制等



3 業務管理体制整備等の監督方法

